

一般社団法人北海道中小企業家同友会

『質問状』への回答

※他の形式でご提出いただいても結構です

【送付先】

FAX番号 011-702-9573・メールアドレス info@hokkaido.doyu.jp

北海道第6区 中道改革連合 にしかわ 将人 TEL 0166-24-3201

【質問1】中小企業が持続的に賃上げできる取引環境・商慣行の確立について

適切な価格転嫁の促進に関する政府の取り組みの実効性を高めるため、公正取引委員会や下請Gメン等の人員強化を図ってまいります。同時に、公正取引委員会等の法令・指針遵守の徹底や価格形成の実態調査及び取引価格の適正を図るための方針の作成を推進するなど、適正な取引環境の整備を図り、政府と公正取引委員会が定める「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の運用状況を不斷に点検し、立場の弱い中小企業が適切に価格転嫁できるよう改善を促します。こうした取引適正化を通じて賃上げの原資となる収益の着実な確保を進めてまいります。

【質問2】人手不足が深刻化する中での、中小企業の人材確保・定着支援について

中小企業が新たに正規雇用した際に、生じる社会保険料の事業主負担について、一定期間にわたって補助し、負担を軽減することや、中小企業が行う奨学金代理返還について国として一定の補助をするなど支援を進めてまいります。これらを通じて、地域において中小企業の人材確保と長く働く職場環境づくりを後押ししてまいります。

【質問3】中小企業の倒産増加を踏まえた、今後の中小企業支援の基本方針について

日本企業の9割以上、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるとともに、地域経済・社会を支える重要な役割を担っております。中小企業憲章の理念に基づき、産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育て、地域資源を生かした事業への投資を促進し、事業継続や生産性向上及び新事業の創出などへの支援・拡充を総合的に行ってまいります。

【質問4】事業承継・中小企業の存続を支える政策について

中小企業税制は、投資余力と事業継続を守るものに改めるべきと考えます。中小企業者等の法人税率の軽減措置(15%)を恒久化し、インボイス制度は廃止した上で、廃止が実現するまでの間は、現行の負担軽減措置(2割特例、8割控除、少額特例など)を延長します。また外形標準課税の中小企業への適用拡大は行いません。事業承継税制について、円滑な事業承継が地域の中小企業における死活的・永続的な課題となっていることから、現行の特例措置を恒久化しつつ円滑な事業承継を促進し、次世代へ確かな技術を継承いたします。

【質問5】中小企業を日本経済の柱と位置付けるための制度・理念について

日本企業の9割以上、雇用の約7割を占める中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるとともに、地域経済・社会を支える重要な役割を担っております。その中小企業憲章は、中小企業施策の指針を明確に示すものであり、その理念に基づき施策を展開し、産業・雇用の中核的な役割を担う地域の中小企業を育て、地域資源を生かした事業への投資の促進や、事業継続、生産性向上、新事業の創出などへの支援・拡充を総合的に行うべきと考えております。